

建築物石綿含有建材一般調査者講習 試験問題

受講番号	
氏名	

基礎知識 1	10		4
基礎知識 2	10		4
建築図面調査	35		14
現場調査	35		14
報告書作成	10		4
合計	100		60以上

科目 1、建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 1（4問×2.5点）

問 1：『建築物石綿含有建材調査』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ② 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合も、石綿含有建材がない旨の建物調査報告書を作成し、建築物の所有者等で調査を依頼した者に提出する。
- ③ 事前調査及び分析の結果の記録等は、工事終了後、1年間保存しなければならない。
- ④ 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。

問 1	
-----	--

問 2：『石綿の定義、種類、特性』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。
- ③ 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用してきた。
- ④ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。

問 2	
-----	--

問 3：『石綿による疾病、環境の石綿濃度』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 非喫煙者の肺がんリスクは、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約5倍となっている。
- ② 石綿ばく露と喫煙が重っても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- ③ 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- ④ 石綿累積ばく露量（石綿濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

問 3	
-----	--

問 4：『建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価』に関する①～④の記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ② 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
- ③ 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。

問 4	
-----	--

科目2、建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2（4問×2.5点）

問1：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。

問1	
----	--

問2：『大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿および石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。
- ③ 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- ④ 大気汚染防止法において、元請業者が行った事前調査に関する記録の保存については定められていない。

問2	
----	--

問3：『石綿含有建材調査者』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- ② 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
- ③ 石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④ 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。

問3	
----	--

問4：『事前調査の具体的手順の例』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。
- ② 目視調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。
- ③ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ④ 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認により含有とみなして判定することもできる。

問4	
----	--

科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問1：『建築一般』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。
- ② 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ③ 建築基準法において「はり（構造上重要ではない小ばりを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。

問1	
----	--

問2：『建築一般』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- ② 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ④ 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。

問2	
----	--

問3：『建築設備』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
- ② 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ③ ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。
- ④ レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。

問3	
----	--

問4：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。
- ② 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ③ 石綿含有建材の最終製造年はあくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。
- ④ 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。

問4	
----	--

問5：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ② 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第一種」の2種類がある。
- ③ 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。
- ④ けい酸カルシウム板第二種は、1965（昭和40）年ごろから2004（平成16）年ごろ（データベースでは、1990年まで製造された）まで、耐火被覆材として使用された。

問5	
----	--

科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問6：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。
- ② 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。
- ③ レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ④ 軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。

問6	
----	--

問7：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材および天井下地材に使用されている。
- ② 「aマーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- ③ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- ④ 石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。

問7	
----	--

問8：『石綿含有建材』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。
- ② 石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
- ③ 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根（大波）、壁（小波）に使われ、中波は使用された数は少ないが、屋根・壁に使用されている。
- ④ 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品の厚さが厚く、踏み割れることはない。

問8	
----	--

問9：『書面調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報もできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ③ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。
- ④ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、窓穴区画等ごとに、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

問9	
----	--

問10：『図面の種類と読み方』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ② 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ③ 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ④ 図面からの情報は調査における補助的な位置づけであり、現地での確認状況を優先することは言うまでもない。

問10	
-----	--

科目3、石綿含有建材の建築図面調査（14問×2.5点）

問1 1：『図面の種類と読み方』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4面1組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。
- ② 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ③ 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- ④ 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。

問1 1	
------	--

問1 2：『図面の種類と読み方』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可が必要である。
- ② 建築図書などの借用時には必ず借用書を作成し、返却の際は図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。
- ③ 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
- ④ 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等において、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日、及び用途変更を伴うものか等を確認する。

問1 2	
------	--

問1 3：『石綿含有建材情報の入手方法』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ② 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- ④ 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。

問1 3	
------	--

問1 4：『書面調査結果の整理』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。
- ② 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 目視調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、目視調査に持参する。
- ④ 見落としを防ぐためには、各棟・各階ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。

問1 4	
------	--

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問1：『目視調査の流れ』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によって異なる。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ③ 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもとなる。
- ④ 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

問1	
----	--

問2：『事前準備』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
- ② 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ③ 調査時の装備について、第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡回」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けることなどが考えられる。
- ④ 調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。

問2	
----	--

問3：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- ② 目視調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認が出来ることがある。
- ③ 目視調査に臨む基本姿勢として、多人数の目視調査は意見が分かれやすく、他者の意見に惑わされやすいため、小人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。
- ④ 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

問3	
----	--

問4：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- ② 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。
- ③ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
- ④ 試料採取をする際の石綿へのばく露防止対策として、石綿含有建材調査者は必要に応じて適切な保護具を装着するとともに、周囲に人がいないことなどを確認することが重要である。

問4	
----	--

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問5：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなし」ことも認められている。
- ② 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ③ 適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPAフィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- ④ 安全措置が確保ができないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。

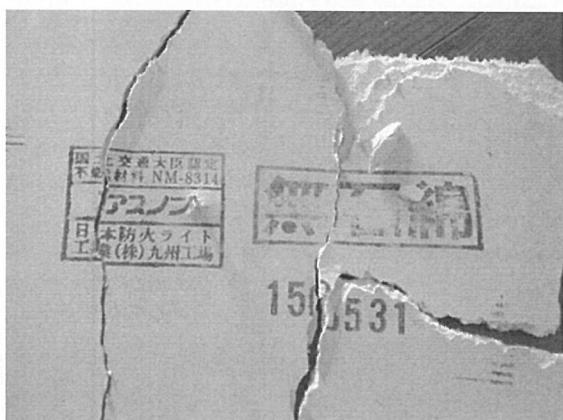
問5

問6：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 天井点検口の材料は、天井使用材とは異なる可能性があることを考慮する。
- ② 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- ③ 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。
- ④ せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、JISマーク、製造年などの情報が記載されている。

問6

問7：『目視調査の実施要領』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。



- ① 国土交通大臣認定不燃材料NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ② 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ③ アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ④ アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

問7

問8：『試料採取』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- ② 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
- ③ 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- ④ 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。

問8

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問9：『試料採取』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
- ② 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ③ 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとが混在している時期がある。
- ④ 吹付け材において、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。

問9	
----	--

問10：『試料採取』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
- ② 煙突用断熱材の断熱層は全て、「煙道側」にある。
- ③ 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、3箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④ 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。

問10	
-----	--

問11：『試料採取』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿润化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ② 成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- ③ 改修（再塗装）で、建築用仕上塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみの確認でもよい。
- ④ 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外となる。

問11	
-----	--

問12：『目視調査の記録方法』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
- ② 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
- ③ 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- ④ 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、記憶違いや記載ミスをなくすため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成する。

問12	
-----	--

科目4、目視調査の実際と留意点（14問×2.5点）

問13：『建材の石綿分析』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① アスペスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- ② 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物のアスペスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスペスト分析には適用できない。
- ③ 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ④ 定性分析の方法として、「定性分析法1」、「定性分析法2」、「定性分析法3」の3種類がある。

問13	
-----	--

問14：『調査票の下書きと分析結果チェック』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
- ② 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- ③ 二層吹きの吹付け材の場合、分析結果に疑問や違和感はないかを確認する。
- ④ 定性分析方法1の分析結果の場合、層別の区分や結果に疑問や違和感がないかを確認する。

問14	
-----	--

科目5、建築物石綿含有建材報告書の作成（4問×2.5点）

問1：『目視調査総括表の記入』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。
- ② 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- ③ 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- ④ 建築物の概要の検査済証交付日・番号は、可能な限り年月日まで記入する。

問1	
----	--

問2：『目視調査個票の記入』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- ③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、維持管理調査の場合においては、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- ④ 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

問2	
----	--

問3：『事前調査記録』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 調査対象の建築物等の竣工日等
- ③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問3	
----	--

問4：『所有者等への報告』に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、目視調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ④ 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。

問4	
----	--